

令和5年度第3回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和5年11月16日（木）午後2時から午後3時15分
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター3階 団体活動室1・2
- 3 出席者 松本千代子会長、武藤栄子副会長、瀬嵐康之委員、菊地秀樹委員、  
稲田忍委員、岡野成幸委員、中世恵子委員、雨宮朋美委員
- 4 欠席者 佐藤康夫委員、北田岳彦委員 ※2名より事前連絡有
- 5 事務局 笠井喜久雄市長、奥村保険年金課長、富澤保険税係長、近藤保険年金係長
- 6 傍聴者 1名
- 7 委員委嘱 伊藤菜穂美委員退任に伴い、雨宮朋美委員を新任とする。
- 8 議題等 議題1 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について  
議題2 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について  
議題3 第3期データヘルス計画（案）について
- 9 議 事 以下のとおり

事務局 令和5年度第3回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

（松本会長あいさつ）

（笠井市長あいさつ）※所用により挨拶後退席

事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。

本日の会議は、佐藤委員、北田委員が欠席とのご連絡を頂いております。

本日の出席委員は8名で、委員の半数以上でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により会議が成立することを申し添えます。

また、会議は、同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これ以降は会長が議事進行いたします。

それでは、松本会長、議事進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議事を進めさせていただきます。

議事にあたり、円滑に議事を進行するため、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、原則、公開となっておりますのでご了承をお願いします。

なお、傍聴の受け入れにつきましては、先着5名が基本となっております。

(事務局へ) 傍聴の方はどなたかいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので会議を始めます。

(この後、議事途中に傍聴者1名の入場あり)

議長 それでは、議題1「白井市国民健康保険税条例の一部を改正をする条例の制定(案)について」、事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局 (議題1「白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」資料等により説明。また、各委員からの事前質問についても併せて説明。)

(以下は各委員からの事前質問事項について)

委員から事前に質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

A4の1枚でお配りしたもので、議題1の産前産後保険税免除制度についてになります。

『施行日が令和6年1月1日で、施行日前の出産であっても免除期間が施行日以降に含まれる場合は免除対象になるということですので、手続きが職権で対応できるのであればいいのですが、対象者の手続きが必要なのであれば、制度・手続きの早めの周知をお願いします』という内容でございます。

こちらにつきまして、対応についてご説明したいと思います。まず納税義務者となる世帯主からの届け出に基づいて免除を行うことになります。

それは、この条例案の中の新旧対照表では第22条の3になりまして、出産被保険者に係る届け出についての項目になりますが、被保険者の住所、氏名、生年月日、個人番号、出産の予定日、単胎妊娠か多胎妊娠かの別などの届け出が必要になるものでございます。この届け出ですが新旧対照表の裏面になりますが、出産費用、検査に係る届け出という項目がありまして、ここにあります氏名、住所、生年月日などの項目を世帯主が市に届け出するために必要になるものになります。

こちらの届け出につきましては、6カ月前から届け出ることができるとあります。

また、市で、この内容について確認ができる場合は、職権で免除することができる規定も、こちらの中では第4項であり、届け出を省略してこの免除について適用ができるという規定がございます。

こちらの周知等につきましては、まず議会に上程を予定しておりますので、その議会での審議を経て白井市のこの保険税条例が施行されますので、12月の議会の審議を経た上で、閉会日が12月中旬ぐらいになりますので、それ以降に周知をホームページや広報紙などで図ってまいりたいと考えております。

議長 ありがとうございます。前もっての質問事項は1点ですね。

事務局 この点につきましては、1点でございました。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問、又はご意見等がございましたら、ただいまから質疑応答に入らせていただきたいと思っております。どなたか質問事項ございませんか。

委員 これは、基本的に地方税の施行令が変わったから白井市も変えたということで、特に白井市だけが突出して条例内容を変えたということはないわけですね。他の自治体と比べて。

事務局 今回の改正につきましては、国が進める施策によって、全国一律で免除が適用されるものになります。

議長 委員、よろしいですか。

委員 はい。

議長 他にどなたかございませんか。

議長 無いようなので、議題1の採決に入らせていただきたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員の挙手あり)

議長 全員ですね。ありがとうございます。賛成の方が全員なので、議題1「白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」は、原案のとおり可決しました。皆さん、(案)のほうを消していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で議題1「白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」を終了します。

議 長 それでは、次に、議題2「令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について」、事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局 (議題2「令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について」資料等により説明。)

議 長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問、又はご意見等がございましたら、ただいまから質疑応答に入らせていただきたいと思います。どなたか質問事項ございませんか。

議 長 ご質問等が無いようでしたら、これから採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 無いようなので、議題2の採決に入らせていただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員の挙手あり)

議 長 全員ですね、ありがとうございます。賛成が全員なので、議題2「令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について」は原案のとおり可決しました。

以上で議題2「令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について」を終了します。

議 長 次に、議題3「第3期データヘルス計画(案)について」事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局 (議題3「第3期データヘルス計画(案)について」資料等により説明。議案としては、第3期データヘルス計画への委員からの意見聴取を受け、計画策定方針や今後の計画策定継続の可否についてであることを説明。また、各委員からの事前質問についての説明も併せて行った。)

(以下は各委員からの事前質問事項等について)

各委員から事前に質問をいただいておりますので、回答させていただきます。  
ご質問は、データヘルス計画に関してのご質問が3つありましたので、それぞれご説明いたします。

(質問1)『第2期データヘルス計画の中間評価には、時期的にコロナ禍の健診・保健指導等の影響を踏まえた評価は難しかったと思われます。ウィズコロナの健診・指導の在り方も次期計画検討に活かしていただければと思います。』

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の特定健康診査の集団健診を実施できなかったことがありましたが、このことを機に、令和3年度より、特定健康診査の集団健診の受診方法を全て予約方式に変更しております。この予約方法は、今後も継続して行っていきたいと考えております。

(質問2)『資料「白井市第2期データヘルス計画中間評価」の12ページ計画全体の評価・総評に、今後「0次予防」の観点からの検討が必要であると記述されています。「計画の標準化」と「地域の実情を踏まえた」健康課題を同時に盛り込んだ計画づくりは難しいと思いますが、0次予防の視点からは、むしろ後者に力点を置いた進め方が求められると思います。』

(回答) 第3期データヘルス計画の策定においては、共通の評価指標により、域内保険者の経年的なモニタリングが可能となること、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化し、業務負担が軽減されることなどから、国・千葉県から、「計画の標準化」による計画の策定方法・方針が出されており、白井市としても、この方法による策定を基本とはしておりますが、できる限り当市の特性を加味した計画の策定をしていきたいと考えております。

(質問3)『被保険者が健康状態を自覚し、主体的に健康増進に取り組んでいくためには、中間評価にある改善策を加え、「データの見える化」と「行動変容のきっかけとなり得る環境づくり」が求められてくると思います。その意味では、白井市の健康増進施策の基本的な計画である「しろい健康プラン」との関係強化を図っていくことが重要と思います。』

(回答) 0次予防が可能となる社会・職場・家族等の環境をつくることによって、目標指標を設定し、「1次予防」以降を主に対象とするデータヘルス計画の事業に取り入れることは難しいと思われますが、「0次予防」事業として、しろい健康プランでは、「食」についての食品の減塩等の環境づくりを市内の飲食店やコンビニ等に協力してもらった事業を実施

しており、また、高齢者福祉計画では、フレイル予防としての「通いの場」の事業を実施しており、これらの担当課とは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等事業で連携をしております。

なお、しろい健康プランの担当課である健康課とは、特定健康診査及び特定保健指導を共同で毎年実施しており、今後においても、「0次予防」等の点を含め、関連性の強化を図っていきたいと考えております。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問又はご意見等がございましたら、ただいまから質疑応答に入らせていただきたいと思っております。どなたか質問事項ございませんか。

委員 はい。

議長 どうぞ。

委員 健康課さんから説明していただいた最後のページの1番のところの健康課題の整理のところちょっと教えていただきたい。

特定健診ですとか、健診データに基づいて健康課題の全体像の整理をしていただいて、その裏に、わがまちの生活習慣病に関する健康課題ということでもまとめられているのですが、白井市全体で国保の被保険者は2割ぐらいでしたでしょうか。

要は、国保の方のデータがそのまま市全体としての健康課題イコールになり得るのかどうかというところはよく分からないのですが、それは抽出した大きなデータに基づいて、白井市の健康課題の道筋を描いていくというのは、そんなに間違ったことではないということになるのでしょうか。

事務局 そうですね、もちろん、市の分析結果としては、国保のデータを抽出して健診の結果等を分析しているという形になり、割合としては、そんなに多くない人数の分析かもしれないのですが、健康課としては、事業の対象として参加していただく方たちが、大概お仕事をされている方だと保健事業への参加というのは難しかったりする部分なので、60歳以上や65歳以上の方たちをターゲットにした保健事業を中心に実施したりすることが多くなっておりますので、こちらの健康課題のほうを中心に、わがまちの健康課題というふうに見させていただく形でも間違っていないと思っております。

委員 わかりました。

議長 他にどなたかございませんか。

委員 はい。

議長 どうぞ。

委員 7番の健康課題の整理なのですけれども、この表について基本的なところでお伺いしたいのですけれども、これは第1次データヘルス計画なので、5年間というか、期間の平均が何かなと思って読んだのですが。

というのは、最初のほうは、平均余命が平均何年と書いてあるのですけれども、所々に、例えば次の死亡ですと、令和3年度とか、個別年度を捉えて書いてあるのです。その下の例えば生活習慣病を見ても、令和4年度の3月時点とか、そういうところが散見されているのです。例えば不健康な生活習慣でも、令和3年度の特健康受診者は39.9%であり国・県より高い。そうであれば、令和2年度とか令和4年度はどうだったのかと、そんな疑問が出てきます。この表の整理の仕方というのは、どういう形で整理されているのかを伺いたいです。

4年間ないし5年間の平均だったり、単年度ベースだけ捉えて、これが多い又は少ないとか書かれているようなので、どういう形で、どういう切り口で整理されているのでしょうか。

事務局 今回、分析に関しては、キャンサーズキャンという外部の業者にも一緒にお手伝いいただきまして、分析をかけているところでありますので、そちらの業者とも確認をして、後日回答とさせていただきますともよろしいでしょうか。

委員 はい。

今申しましたように、例えば不健康な生活習慣で、令和3年度は39.9で国・県より高いと、令和2年或いは令和4年はどうだったかという疑問が出てきます。

たまたま令和3年度だけが高かったなら、あえて捉える必要ないかなとも思います。だから平均で言っているところもあれば、個別年度で取り上げて、じゃあ、ほかの年度はどうだったかという疑問が出てくるので、そういうところをもう少し分かりやすくというか、教えていただければありがたいと思っています。

事務局 わかりました。こちらのほうは、後日回答ということでよろしいですか。

議 長 委員、よろしいですか。

委 員 はい。

別委員 質問してもよいですか。

議 長 はい、どうぞ。

委 員 保健指導の指導の実施率で、対象1、2、3で、未治療であったりとか、糖尿病治療歴、HbA1c6.5以上というのであるのですけれども、対象1のいわゆる未治療、未投薬者での受診率は、大体50%から52%前後という形でできていると思うのです。

基本的に、これは治療している人は受けなくても、(医療機関に)受診して、そこで検査しているわけですから、そんなに問題はないのですけれども、この人たちをどの程度増やしていくのかというのが一番の問題だというような感じで捉えられていると思うのですけれども、これは年齢層のような分布みたいなので何かあるのですか。

例えば、会社で健診を受けているから受けないとか、例えば、あまりに高齢で行くのが面倒くさくなり受けないとか、そういう何か年齢構成みたいな表が、1回見せてもらおうとありがたいかなと思います。多分、今すぐには出てこないと思うのですけれども。

それから、いわゆる女性の健康寿命ですか、平均自立期間。意外に、国・県からすると短いというのがちょっと気になったのですけれども、これ何か原因みたいなことがわかっているのでしょうか。

例えば、骨折の人が多いたか、それとも生活習慣病からのそういうのが多いたか、もし何かそういうのがあると、また改善の方法が少し考えられるかなと思いますので、それをまた教えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。委員のご質問につきましても、後日の回答とさせていただきます。

議 長 委員、よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。他にございませんか。

委 員 よろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

委 員 特定健診の受診率向上の部分で、電話とはがき2種類を考えているということなのですが、それだと多分、あまり受診率が変わらないのではないかと思います。なかなか難しいとは思いますが、何か受診率向上につながるようなサービス券であるとか、ポイント制であるとか、そういった何かプラスアルファがあったりすると、魅力的な、受診につながるのではないかと思います、受診率向上の意見を述べさせてもらいました。

事務局 未受診者の受診率向上につきましては、現在、はがきによる受診勧奨では、A Iを利用したものとしています。具体的には、はがきの文面を単一的な受診勧奨のものではなく、個人個人によつての受診勧奨の通知の文案を何種類かに分けたものでお送りしています。

その方が今までに受診をした結果とか、内容とかを人工知能であるA Iで分析をして、その方に合った受診勧奨文面通知というのを何種類かに分けて送ったりとかの工夫などしております。

ただ、委員からのお話のように、その他にもっと有効なものがないかというご意見につきましては、他市の状況等を調査したいと思っております。

委 員 ありがとうございます。

議 長 私からなのですが。企業等の社会保険で診療等を受けていて、それから変わって国保に変わる場合、健康診断は、こちらのほうから手続きをしないと、第1回目は受けられないのですよね。通知が来ないのですよね。

事務局 国保の加入の時期にもよりますが、特定健診に関しては、対象の方に全数に通知しているので、特定健診についてはご案内が来るのですけれども、がん検診等については、市のほうにお申込みがあった方に（通知・問診票の郵送）という形になっていますので、社会保険の時にがん検診を会社で受けられていた方は、国民健康保険に変わったときには、市のほうにお申込みくださいというご案内をしているところです。

議長 わかりました。

議長 他にどなたかございませんか。このところはとても大事なところですので、忌憚のないところを、皆さん、ご意見あれば言ってほしいのですけれども、どうですか。

委員 一つよろしいですか。個人的な質問なのですが、先程、女性の自立期間が短いというお話でデータを出されていたのですけれども、これは要介護度の割合とも国保のほうでデータは出ますか。

事務局 要介護度の割合や要介護者が何人いるかというところは、数値としては出せると思います。

委員 要介護度1、2、3、4、5の女性や男性の分けもできますか。

事務局 女性や男性に分けたものということでしょうか。

委員 もし、そのあたりのデータがわかっただらということなのですが。

事務局 先ほどのご質問に関連してということですね。

委員 はい。

事務局 そのあたりのデータが出せるかどうかを確認します。

委員 ありがとうございます。

議長 委員、よろしいですか。

委員 大丈夫です。

議長 他に意見はございませんか。事務局のほうからもありませんか。ご質問等がないようでしたら、これから採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 無いようなので、議題3の採決に入らせていただきたいと思います。  
賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

議 長 全員ですね。ありがとうございました。では、賛成が全員なので、議題「第3期データヘルス計画(案)について」は、可決させていただきます。

以上で議題3「第3期データヘルス計画(案)について」を終了させていただきます。

議案については、以上の3案件になりますが、このほかに何かご意見がございましたら、ここで伺いしたいと思います。

まず、委員の皆様からいかがですか。

(委員からの意見はなし)

意見がなければ、次に、事務局のほうからどうですか。

事務局 よろしいでしょうか。

議 長 どうぞ。

事務局 連絡になるのですが、保険税率の見直しについては昨年度から継続して審議を重ねていただきまして、今年の5月の第2回国民健康保険運営協議会の中で、令和5年度の決算見込みをお示しできる段階になりましたら、令和6年の2月ごろに開催予定の会議の中で、当運営協議会の最終的な結論であります答申を頂きたいということをご了承いただいておりますが、2月の会議の開催前に、1月の中旬ごろになるかと思いますが、改めて決算見込みを加味した資料を事前にお送りさせていただきます。最終的な結論をお出しいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 皆さんよろしく申し上げます。

他に事務局のほうからございませんか。

無いようでしたら、以上をもちまして、本日、事務局から提案されました議題について議事を全て終了いたしました。

それでは、事務局のほうにお返ししたいと思いますので、よろしく願いしま

す。

事務局 松本会長、委員の皆様、お疲れさまでした。

最後に、次回の運営協議会の開催について連絡させていただきます。

次回につきましては、2月の開催を予定しております。開催の日時の詳細につきましては、後日また改めて調整させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、またご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先程の議案の中でお話しさせていただきました後日の回答等につきましては、郵送による回答とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで、本日の会議を終了させていただきます。長時間お疲れさまでございました。

#### 【使用した資料】

- ・ 議題 1 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- ・ 議題 1 改正文 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ・ 議題 1 新旧対照表 白井市国民健康保険税条例
- ・ 議題 2 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について
- ・ 議題 2 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
- ・ 議題 3 第2期データヘルス計画
- ・ 議題 3 第2期データヘルス計画 中間評価